

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループでは、適時情報開示を積極的に行うことで経営の透明性と公正性を高め、遵法経営を念頭に置きながら永続的利益の追求による企業価値の最大化を図ってまいります。また、社会的環境の変化に迅速に対応し得る経営組織を構築し維持すること、及び当社グループのステークホルダーとの調和をとりながら、株主重視を意識した経営の舵取りをしてゆくことで、実効性のあるコーポレート・ガバナンス(企業統治)の強化に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社NAC	1,542,200	14.49
株式会社光通信	1,487,300	13.98
eーまちタウン株式会社	783,800	7.36
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	471,374	4.43
株式会社SBI証券	374,000	3.51
株式会社日本生物材料センター	356,900	3.35
SBクリエイティブ株式会社	258,700	2.43
株式会社サン・クロレラ	254,000	2.38
SBBM株式会社	203,500	1.91
椎橋 正則	201,500	1.89

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明更新

大株主の状況は2016年11月30日現在の状況を記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から監査方針、重要監査項目等の説明を受けているほか、定期的に四半期レビュー結果及び会計監査の実施状況・結果等の報告を受け意見交換を行っております。また、上記以外にも意見交換を実施するとともに会計監査に立会い、監査状況を確認しております。

当社グループは、代表取締役直轄の内部監査委員会が、「内部監査規程」に基づき、各グループの相互牽制により、業務の効率性改善や不正取引の発生防止等を目的に、定例的に内部監査を実施しております。
当社グループは、現状3名からなる監査役制度を採用しております。監査役は、定期的な監査役会の開催の他、取締役会を含む社内的重要な会議への出席、会社財産の調査及び業務の調査等を通じて取締役の職務執行を監査しており、不正な行為または法令若しくは定款に違反する事項の発生防止に取り組んでおります。また、会計監査人から監査方針、重要監査項目等の説明を受けているほか、定期的に四半期レビュー結果及び会計監査の実施状況・結果等の報告を受け意見交換を行っており、上記以外にも意見交換を実施するとともに会計監査に立会い、監査状況を確認しております。

監査役会と内部監査部門との連携状況につきましては、監査役は、内部監査部門による内部監査計画ならびに監査・調査の結果について報告を受け、必要に応じて意見交換しております。また監査役は、内部監査委員会及び内部監査部門との間で、適時適切なコミュニケーションを図ることで監査機能の有効性・効率性を高め、独立性確保の前提のもとに相互間の連携強化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
近藤 武雄	その他													○
杉田 将夫	他の会社の出身者									○	○			
菊地 央	他の会社の出身者									○	○			

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
近藤 武雄	○	独立役員に指定しております。	豊富な経験と知識を活かし、中立な立場から客観的な視点に基づいた監査を期待できることから選任しております。 また、独立役員として、企業経営における豊富な経験と幅広い知識を活かし、客観的かつ公正な立場から業務執行の監督が期待できます。
杉田 将夫		――	企業経営における豊富な経験と幅広い知識を活かし、当社の監査に反映していただくため、社外監査役に選任いたしました。
菊地 央		――	企業経営における豊富な経験と幅広い知識を活かし、当社の監査に反映していただくため、社外監査役に選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

業績や株価等総合的に勘案して報酬を決定しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

平成28年3月期における当社取締役に対する報酬等の総額は、51,610千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役は、常に緊密な連絡を取り、重要事項の伝達を行い、必要であれば即時に取締役会を招集することのできる体制を整えております。
社外監査役のうち1名(近藤監査役)は当社社内に常勤しており、このため社内の状況を常時且つ早急に把握できる状況にあり、情報伝達も円滑に行うことができる体制となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の取締役会は、取締役4名で構成されております。業務執行に関しては、原則、月に1回定例的に開催している取締役会において、社外監査役も参加し、経営方針等に関する意思決定及び執行状況の確認を行っております。また、当社の取締役会は、当社グループ会社の経営管理の機能を担っております。
監査役は当社とは特別の利害関係のない社外監査役3名を選任しており、原則、月1回定例的に監査役会を開催しているほか、独立の立場から取締役の業務執行の適法性・妥当性について監査を実施しております。なお、社外監査役3名のうち、1名を独立役員に指定しております。また、代表取締役との定例的なミーティングを行い、経営方針等について意見交換を行っております。
当社は普賢監査法人との間で監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を受けております。当連結会計年度において会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、及び会計監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。なお、監査法人及び当社監査に従事する者との間には、特別の利害関係はありません。

・会計監査業務を執行した公認会計士の氏名
代表社員 業務執行社員 荒木 正博
代表社員 業務執行社員 佐藤 功一

・会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 2名

・審査体制

意見表明に関する審査については、当社との間に公認会計士法に規定する利害関係がなく、かつ、当社の監査に関与していない他の公認会計士により監査意見表明のための審査を受けている旨の報告を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、独立役員の社外監査役1名を選任しており、経営の監視機能において十分な体制が整っていると認識しております。

監査役は、当社グループの経営や課題について代表取締役、会計監査人及び内部監査部門との随時情報交換を行っており、厳正な監査を実施しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	招集通知発送日に、招集通知を当社ホームページに掲載しております。 また、株主総会においては、株主の皆様によりご理解いただくため、スライドを用いた事業報告、質疑応答を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に決算説明会を開催し、代表取締役が決算の内容、事業の現況及び今後の展開等について説明をしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページ上で、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書及び四半期報告書、会社説明会資料、招集通知、決議通知、事業概要報告書等、社外に発表した資料は原則すべてPDF化して掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	当社は管理本部に担当者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報公開に関する基本方針であるディスクロージャー・ポリシーを制定し、公開しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では平成27年5月28日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について一部改定し、これに基づいて、内部統制の体制を整備し、適切な運用に努めております。
基本的な考え方を以下に示します。

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)当社は、コンプライアンスを統括する組織としてコンプライアンス担当取締役を責任者とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、取締役及び使用人による法令・定款の遵守を徹底するため、「コンプライアンス規程」を制定し、取締役及び使用人がコンプライアンスの意識を高めるための施策を講じる。
(2)当社は、代表取締役を責任者とする内部監査委員会を設置し、内部監査委員会は、コンプライアンス委員会の活動状況を監査する。
(3)法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報制度を構築するものとし、内部通報制度においては、匿名性を保障するとともに内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わない。
(4)当社は、倫理、法令遵守に関する概括的な規定として「行動規範」「コンプライアンスマニュアル」「情報セキュリティポリシー」「環境方針」を制定し、取締役及び使用人はこれを守る。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1)取締役は、その職務の執行に係る情報を、文書保存管理規程等に基づき、担当職務に従い適切に保存・管理する。
(2)必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直し等を行い、閲覧可能な状態を維持する。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)当社は、リスク管理業務を統括する組織としてリスク管理担当取締役を責任者とする「リスク管理委員会」を設置する。当社は、取締役及び使用人にリスクの管理を徹底するため、「リスク管理規程」を制定するとともに、取締役及び使用人が損失の危険に対する意識を高めるための施策を講じる。
(2)内部監査委員会は、リスク管理委員会の活動状況を監査する。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)取締役会は、代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役等の職務分掌に基づき、代表取締役及び業務担当取締役に業務の執行を行わせる。代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役に業務執行の決定を委任された事項については、職務権限規程等に定める手続により必要な決定を行う。これらの規程は、法令の改廃に伴う変更や職務執行の効率化を図る必要がある場合は、随時見直す。
(2)代表取締役は、当社グループ各社の効率的な運営と、その管理監督体制の整備を行う。
- 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)内部監査委員会は、当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という。）における内部監査を実施又は統括し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施又は統括する。
(2)当社は、子会社の役員及び使用人に対し、当社及び子会社に共通して適用されるコンプライアンスに係る規程又は方針を策定し、法令・定款・社内規程及びその他これに準ずる基本方針等を遵守した行動をとるための行動規範を浸透させるものとし、コンプライアンス委員会は、当社グループ全体の法令遵守、コンプライアンスの確保を統括する。
(3)リスク管理委員会は、当社グループ全体のリスク管理を統括し、グループ各社におけるリスク管理について総括的に監査を行い、管理する。なお、リスク管理委員会は、子会社におけるリスク管理状況に関する監査結果を定期的に取締役会及び監査役会に報告するものとする。
(4)当社は、内部監査委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会が、当社グループにおける法令・定款の違反及び損失の危険を把握した場合に、その内容、程度及び当社に対する影響等について、取締役会及び監査役会に報告する体制を構築する。
(5)取締役会は、代表取締役に関する法令・定款違反及び損失の危険を把握した場合には、内部監査委員会の代行責任者を任命し、その代行責任者が内部監査を実施又は統括し、取締役会に報告する。
(6)当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、当社における承認事項及び当社に対する報告事項等を明確にし、その執行状況をモニタリングするものとする。また、Grip 経営会議を通じて、子会社の事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、重要事項についての事前協議を行うものとする。
(7)当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社に対する適切な経営管理を行うとともに、内部統制システムの整備を行うよう指導する。
(8)当社は、子会社の機関設計及び業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう、監督する。
(9)当社は、子会社における意思決定について、子会社の取締役会規程、職務権限規程その他の各種規程に基づき、子会社における業務執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう、必要に応じて指導を行う。
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該補助人への指示の実効性の確保に関する事項
(1)当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合、必要に応じて補助使用人を配置する。なお、補助使用人は、他の職務の兼任を妨げられないものとする。但し、監査役から兼任する職務内容を変更するよう請求があった場合には、合理的な理由がない限り、当社は当該補助使用人の兼任職務内容を変更するものとします。
(2)監査役がその職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、監査役の職務の補助業務に関しては、監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役以外の指揮命令を受けないこととする。
(3)補助使用人の人事に関しては、事前に監査役と協議し、同意を得る。
- 取締役及び使用人並びに子会社の役員及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1)取締役は、取締役会等を通じて、監査役に対して重要な報告及び情報提供を行う体制を整備する。
(2)取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反、内部監査・リスク管理に関する重要な事項、会社に著しい影響を及ぼすおそれのある事項を発見した場合、速やかに監査役及び監査役会に報告するものとし、また、監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
(3)監査役は、職務を遂行するために必要と判断するときは、いつでも取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができ、監査役から要請された取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、速やかに報告を行うものとする。なお、当社は、これらに係る必要な体制の整備を行うものとする。
(4)子会社の取締役、監査役及び使用人が、子会社に関する重大な法令・定款違反、内部監査・リスク管理に関する重要な事項、会社に著しい影響を及ぼすおそれのある事項を発見した場合は、当該子会社の取締役もしくは監査役を介して、又は直接に、当社の管理本部に報告を行うものとし、当該報告を受けた者は、速やかに、当該事項を当社の監査役及び監査役会に報告を行うものとする。なお、当社は、これらに係る必要な体制の整備を行うものとする。
(5)当社は、前三項に係る報告をした者が、当該報告を理由として、人事上その他一切の点で当社から不利益な取扱いを受けることがないようにする。
(6)前項に伴い、監査役は、取締役又は使用人から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わないものとする。監査役は、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができるものとする。
- その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)監査役は、代表取締役と定期的に会合を行い、経営上の課題、会社を取り巻くリスク及び監査上の重要な課題等について意見を交換し、相互の意思疎通を図る。
(2)監査役は、会計監査人及び内部監査部門と定期的及び随時情報の交換を行い連携することにより、監査の実効性を確保する。
(3)監査役がその職務の執行に関し、費用の前払い又は償還、負担した債務の弁済を請求したときは、当該請求に係る費用等が監査役の職務の遂行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じた処理を行うものとする。
- 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他関連法令に従い、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その整備・運用状況の有効性を定期的・継続的に評価する体制と仕組みを構築する。
- 反社会的勢力排除に向けた体制
当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力との関係を一切持たないこと、不当な要求を受け入れないことを基本方針とし、すべての取締役および使用人に周知徹底する。また、顧問弁護士、警察等の外部の専門家とも連携し、体制を整備する。

当社は、上記の基本方針に基づいて、以下のような運用・取り組みを行っています。

（１）コンプライアンス体制につきましては、行動規範、コンプライアンスマニュアルを定め、ポータルサイトを通じて、グループ社員に周知しているほか、コンプライアンス教育としてe-learningによるコンプライアンス研修を実施しています。

（２）コンプライアンス及びリスク管理及び情報セキュリティを統括する組織として、規程を制定し、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、情報セキュリティ委員会を定期的に開催し、結果につきましては取締役会に報告しています。なお、常勤監査役はオブザーバーとして出席し、適宜意見を述べています。

（３）内部監査部門は、定期的に内部統制システムの構築状況についてモニタリングを実施しています。また、内部監査部門と監査役は定期的に意見交換を行い、監査上の諸問題について意見交換を行っています。

（４）関係会社管理規程を制定し、取締役会及び経営会議等を通じてグループ取締役等から業務上のリスク、経営状況について報告を求め、グループ経営の適正な運営に努めています。

（５）取締役会議事録及び関係書類等業務執行に係る重要な書類につきまして、文書保存管理規程に基づいて適正に管理保管しています。

（６）監査役は、取締役会をはじめとする重要な会議へ出席及び稟議書等の重要な決裁書類の閲覧・監査のほか、代表取締役と経営上のリスクや、諸課題等について定期的に意見交換を行っています。

（７）監査役は会計監査人から監査結果等について説明を受けるほか、定期的に会議の機会を持ち、意見交換を行っています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力との関係を一切持たないこと、不当な要求を受け入れないことを基本方針とし、すべての取締役及び使用人に周知徹底しております。また、顧問弁護士、警察等の外部の専門家とも連携し、体制を整備しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

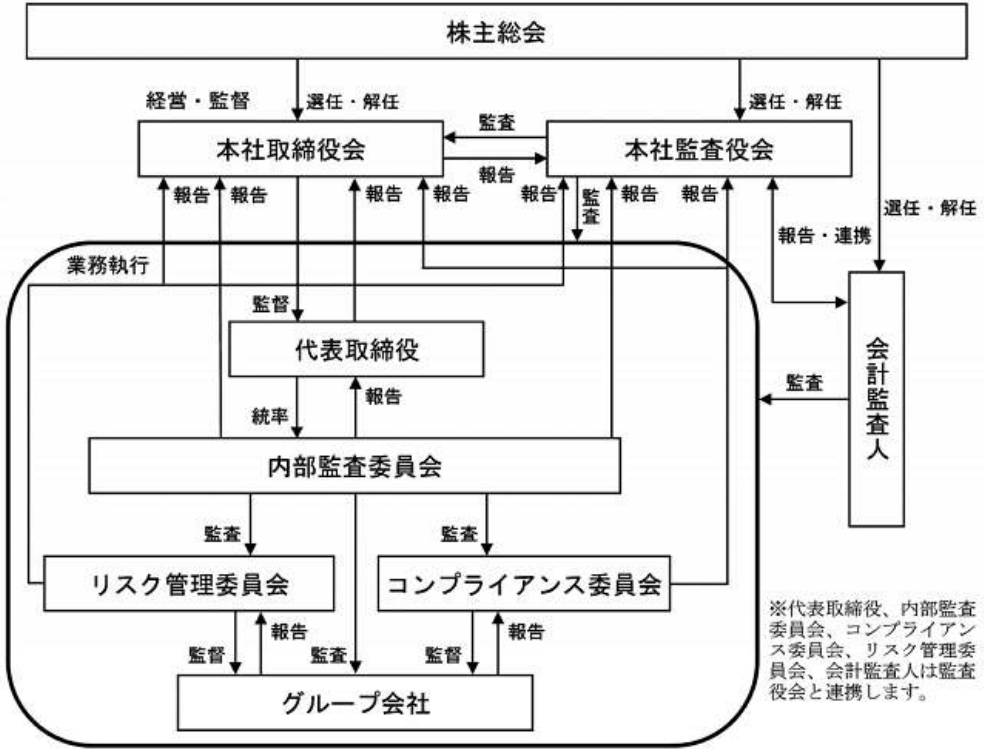
買収防衛策の導入の有無	なし
該当項目に関する補足説明	

現在特段の買収防衛策は講じておりませんが、今後必要に応じて柔軟に検討してまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はございません。

コーポレート・ガバナンス体制の概要図



適時開示体制の概要図

